

(お客様控え)

調査委任契約書

特定商取引法の規定に基づき、以下の書面を交付します。書面の内容を十分にお読み下さ
い。

平成 年 月 日

(甲)

株式会社 ONE SERVICE MEMBERS

(乙)

S A M P L E

印

印

平成 年 月 日
氏名 _____

調査相談書

調査項目	浮気・不倫/結婚・婚前/所在・人探し/信用・実態/金銭トラブル/迷惑行為 / 風評・治安・環境/盗聴・盗撮発見/防犯・防犯機器/各種鑑定/ その他（ ）
調査目的	
被対象者との 関係性	配偶者・元配偶者/交際相手・元交際相手/浮気相手/子供/両親/兄弟・姉妹 / その他親族/知人・友人/上司・部下・同僚/従業員/役員/企業/ その他（ ）
発生時期	年 月 日 ~ 年 月 日
発生原因	
調査指定事項	
特筆事項	
調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日
調査方法	尾行・張り込み/潜入・聞き込み/簡易調査/WEB・インターネット/鑑定/ その他（ ）
調査報告	調査報告書の提出/口頭報告/その他報告（ ）
調査プラン	特約プラン（ ） 交通費特約/経費特約/待機時間特約/成功報酬特約/
お見積り金 額	_____ 円

お支払い方法	現金/お振込み/クレジットカード
--------	------------------

ご依頼に係る委任事項及び業務上知り得たすべての内容については秘守義務を厳守し、第三者に漏洩することは致しません。また、従業する事がなくなった場合にも同様とし、

業務委任に関係する資料の不正使用を防止するため破棄を含む必要な措置を講じます。

平成 年 月 日

氏名 _____

事前情報確認書

氏名		年齢 ()	性別 男性・女性	関係性 ()
所在地				
勤務先				
勤務地				

SAMPLE

身長		体重	
	cm		kg
髪型		服装	
体型		特徴	
移動手段	徒歩/自転車/電車・バス/自家用車/社用車/バイク・原動機付自転車 その他 ()		
車輜情報	車種① () 色 () 車両登録番号 () 車種② () 色 () 車両登録番号 () 車種③ () 色 () 車両登録番号 ()		
特筆地点			

特筆事項	

重要事項説明書

探偵業の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）、第 8 条 1 項の規定に基づき、次の通り説明致します。

1. 当社の情報

営業所の名称	株式会社 ONESERVICEMEMBERS
届出	仙台市公安委員会探偵業届出証明証番号 第 0000001 号
主たる営業所	宮城県名取市飯野坂南沖 93-1

2. 法令遵守と個人情報の取り扱いについて

探偵業務を行うにあたり、他の法令において禁止又は制限されている行為は出来ません。調査内容が、違法行為や差別調査に利用される可能性のある場合は、調査の依頼を拒否いたします。探偵業務を行うにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、その他の法令を遵守します。

3. 秘密の保持について

探偵業務に従事する者は、業務上知り得た情報を漏らしません。探偵業務に関しての資料は、不正な利用を防止するための措置を講じます。

4. 提供することができる探偵業務の内容

尾行専門、張込専門、聞き込み専門の調査等により、特定人物の所在、行動について、当該依頼に係れる情報を依頼者に報告する業務です。

SAMPLE

5. 探偵業務の委託に関する事項

当社は他の探偵業者に調査の業務委託を行う事は一切ありません。

6. 探偵業務の対価その他の費用、支払時期及び方法

基本料金、延長料金、その他経費等の内容、調査着手金は調査開始前まで、又は 1 週間以内に支払うものとします。

本契約における調査目的	①行動調査 ②証拠収集調査 ③所在調査 ④信用調査 ⑤盗聴、盗撮機発見調査
本契約における調査稼働時間と稼働日数	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 約 時間
本契約における調査人数	① 1 名 ② 2 名 ③ 3 名 ④ 4 名 ⑤ 5 名以上
本契約における調査地域	①指定なし ② 県から 県まで
	基本料金 延長料金

本契約における調査料金	調査着手金	成功報酬金
	車輦費/交通費/宿泊費/駐車場代/施設利用料	

※調査の進捗状況により発生する追加料金はお客様の指示決定の上で金額が増減する場合がありますので、ご了承下さい。

7. 契約の解除に関する事項

※ご依頼者様側が次の各号の一つに該当する時は、当社は何の通告もせず、直ちに本契約を解除し、打ち切ることができものとします。

①業務遂行中、委任者における目的が犯罪目的、社会的差別、配偶者からの暴力ストーカーの防止及び被の目的その他違法行為である場合。

※別紙、「調査利用目的確認書」の項目に当社が判断した場合。

②ご依頼者様側が、キャンセル料金を支払う場合。

③ご依頼者様側が、当社と予め協議の上決定した調査料金や追加料金を支払わない場合。

④業務の継続により当社の営業に支障を生じ、当社が損害を被った場合、またはその蓋然性があると当社が判断した場合。

⑤ご依頼者様と当社の信頼関係が著しく破壊されたものと当社が判断した場合。

※前項により、本契約が解除された場合は、ご依頼者様は当社に対し、支払い済みの業務報酬の返還を請求することが出来ません。

また、解除までの間にすでに報酬額が発生している場合は、ご依頼者様は当社から通告があつてから三日以内に報酬の全額を支払うものとします。

8. キャンセル料について

①着手前である場合、調査料金等の10%を申し受けます。

②着手後である場合、調査料金等の100%を申し受けます。

③対象者の警戒・違反運転、または、公益上の問題により、業務中止を義務なくされた場合は、実働か、中止までの実働時間に対する業務報酬を申し受けます。ただし、バック料金適用の行動調査の場合は、調査日の実働時間×1時間/14,000円と査定し、清算した額を返還致します。

④業務契約締結後、ご依頼者様側の事情により、調査指示が無いまま一ヶ月間を経過した場合、調査が終了したものとみなし、支払い済みの業務報酬の返還は出来ません。

8. 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する事項

作成、取得した文書、写真その他の資料については、処分の申し出がある日、特別の申し出がない場合は10日間の保存の後、破断または電磁的記録の消去により処分いたします。

以上の重要事項説明書の内容について、調査契約締結前に、担当者から説明を受けました。

平成 年 月 日

依頼者氏名

印

担当者

印

